

令和2年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年11月30日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和2年11月30日 午前10時29分			議長	本田 学
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村 佳代子	○			
	2	三輪 隼平	○			
	3	久保 広幸	○			
	4	谷 郁司	○			
	6	多胡 裕司	○			
	7	渡辺 三義	○			
	8	本田 学	○			
	会議録署名議員	三輪 隼平		久保 広幸		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝政			主任主査 竹島 美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町長	野尻 秀隆				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	早坂 政志		総務課長	副島 俊樹	
	国保関寛斎診療所事務長	丹野 景広		総務課主幹	菅原 靖志	
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

会 議 の 経 過	別紙のとおり
-----------	--------

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第69号	財産の取得について
4	議案第70号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
5	議案第71号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第72号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第73号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和2年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。
野尻町長。
○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面の中から1件、10月6日に行いました総合防災訓練について、御報告申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、当初計画していた各関係機関との協力による町民参加型の総合防災訓練から、感染症対策を踏まえた避難所の設置、運営の初動対応の訓練に変更し、福祉避難所となるみどりの園「みどーむ」と、指定緊急避難所となるタウンホールにおいて、ロールプレイ方式の2部構成で町内自治会、福祉施設、本別警察署などの皆さんの御協力をいただき、実践さながらの訓練を行いました。

この訓練には、72名の方に御参加いただきましたが、訓練終了後の参加者による意見交換では、多くの感想や課題、御意見が寄せられ、災害発生時のマニュアル作りに貴重な参考意見をいただくことができました。

災害が、いつ、どのような状況下で発生するか予想できません。それだけに、避難所では誰もが自助・共助・公助の意識を持ち、対応することが必要であると再認識したところでもあります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番三輪議員、3番久保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

本臨時会に町長から提出のありました議案は、財産の取得1件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、条例の一部改正3件の計5件であります。

議案の内容を総合的に勘案の上、協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由等が同一であるものについては、一括で行うことにいたしました。

よって、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第73号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例までの3件については、提案理由の説明をそれぞれ一括として受けることにしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことといたしますので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間とすることに決定しました。

◎日程第 3 議案第 6 9 号 財産の取得について

○議長（本田 学君） 日程第 3 議案第 6 9 号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 6 9 号財産の取得についてですが、令和 2 年 1 月 1 8 日執行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第 6 9 号について御説明申し上げます。

議案第 6 9 号財産の取得について。

次により、財産を取得するものとする。

記。

1、財産の区分。医療機器。

2、財産の規格・数量。F P D 登載 X 線 T V システム一式。

3、財産取得予定価格。一金 2, 0 3 2 万 8, 0 0 0 円なり。

4、財産取得の相手方。帯広市西 1 1 条北 4 丁目 1 番 6 号。株式会社ほくやく帯広支店。支店長、新鞍貴幸であります。

町外の業者、3 社を指名しまして入札を執行しております。

落札率につきましては、9 9 . 9 % であります。

納期につきましては、本日議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令和 3 年 2 月 2 8 日までであります。

以上で、議案第 6 9 号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、久保議員。

○3番（久保広幸君） この医療機器の取得につきまして、これは、今年度の当初予算計上の際に、説明を受けているところであります。その説明の際に、既存機器が導入から15年を経過していて、メンテナンスの保証期間が終了して、それから、消耗品・部品の在庫もなくなっているということで、更新整備するというものであります。

当初予算計上の際にも説明を受けていると思うのですが、再度の質問になるわけですが、今回、整備することによりまして、既存の設備に比べて、いわゆる画像の診断がどのようにグレードアップされるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野国保関寛齋診療所事務長。

○国保関寛齋診療所事務長（丹野景広君） お答えします。

15年前の器械というものと比較しますと、格段に上がっているというのは、画像状態は非常によくなるということ。それから、今の既存のサーバーは、これは変わらないのですけれども、サーバーに対してつながった後、各診察室1、2にデータがリアルタイムで、サーバーを経由してですけれども、確認ができるということで、情報が効率的に素早くいくということに尽きるかと思えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番、久保議員。

○3番（久保広幸君） この整備にかかる当初予算2,035万円でありまして、先ほど、副町長の説明でも落札率が99.9%ということでありました。この入札、3社の指名競争入札であります。予定価格を決めるに当たって、建設工事でありましたら基本設計、実施設計という形で、それを参考に予定価格を決められるのですが、こういう特殊な機器の場合は、どういう決め方をしているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野国保関寛齋診療所事務長。

○国保関寛齋診療所事務長（丹野景広君） こういうケースにつきましては、例年、うちのほうで指名で入っている業者の中から、見積書を予算のときに出していただきます。1社ということにはならないので、基本的には3社、もしくは最低でも2社から見積書を頂いた中から、設計をしているというところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番、久保議員。

○3番（久保広幸君） 正直というか、指名された中から1社から先に参考見積もりをとっていたということ、今、お答えいただいたのですが、その結果が99.9%ということになるのだらうと思うのですが、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（本田 学君） 丹野国保関寛齋診療所事務長。

○国保関寛齋診療所事務長（丹野景広君） 失礼しました。

資格の指名願いを出している業者ということでありまして、今、議員のおっしゃられたとおり、実は、見積書をとってやっているということは、基本的には、同じ業者から集めているのかというふうにはなりますが、現実として、そういう実態にある

というところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） いいですか。

○3番（久保広幸君） いいです。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番、多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、確認をさせてください。

今回、このような形で15年以上経過したX線TVシステムが導入されたということですが、仮に、診療所に行って、このX線TVシステムで診てもらったと。それで、多胡さん悪いから、ほかの大きな病院に行ってもらえますかということなのですが、仮に、このシステムをきちんとした形で、先ほど鮮明ですとか、いろいろあったのですが、仮に、日赤、厚生病院、または、帯広管内の病院にこれを私は持って行って、ほかの病院にも通じるぐらいの値のものなのかどうかお尋ねします。

○議長（本田 学君） 丹野国保関寛齋診療所事務長。

○国保関寛齋診療所事務長（丹野景広君） 今、質問があったとおり、画像としては非常に鮮明ということであります。皆さんには、CDなりDVDなりをお渡しして、皆さん受診の際に提出ということになりますけれども、自信を持って出せるということになります。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

○6番（多胡裕司君） いいです。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほどの議員の質問で、担当から説明があったのですが、実際上、見積もりをした上で、この金額で落ちたということですが、普通、競争入札云々からいくと、余り見積もりでやるというのはおかしいと思うけれども、2番、3番の価格はどうだったのですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 入札の金額については、コメントを控えさせていただきますが、1社は予定価格を超えております。1社は辞退となっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

○4番（谷 郁司君） いいです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第69号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(本田 学君) 日程第4 議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第70号について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち、1名が欠員となりましたので、議会の同意をいただき、新たに選任しようとするものであります。

御承知のことと思いますが、これまで委員を務められました加藤雅英氏が御逝去され、1名の欠員が生じたところであります。その後任に、佐藤秀昭氏を選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別原野基線329番地47、共栄第二であります。

生年月日は、昭和35年6月25日生まれ、満60歳であります。

佐藤氏は、陸別町生まれで、陸別小・中学校を卒業されており、昭和55年3月に北海道中央工学院専門学校建築科を卒業された後、同年4月に陸別町に戻られ、株式会社佐藤建設に入社されております。以降、同社の建築業に従事され、平成14年9月からは、同社の代表取締役就任され、現在に至り、御活躍なされておられます。

佐藤氏は、人物、見識とも申し分のない方と思っておりますし、人格も高潔であると、そのように考えております。

なお、任期は、地方税法第423条第6項の規定に基づき、前任者の残任期間令和3年9月30日までとなります。

ぜひ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第70号は同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第6 議案第72号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第7 議案第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第5 議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第7 議案第73号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例まで、3件を関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年10月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第73号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の職員に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第71号から第73号までの3件を一括して提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 副島総務課長。

○総務課長(副島俊樹君) それでは、私のほうから議案第71号、第72号、第73号の3件について御説明させていただきますが、説明に入る前に、大変申し訳ございません、議案説明書の訂正をお願いいたします。

資料ナンバー 2 の 2 であります。新旧対照表の新しい部分、左側の第 15 条の第 2 項「期末手当の額は」と始まるところの下線部分、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に訂正をお願いいたします。「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改正する内容でございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、10 月 7 日に出された人事院勧告につきまして、概要を説明いたします。説明資料ナンバー 1 を御覧いただきたいと思います。

今回の勧告につきましては、期末手当を 0.05 月分引き下げるという内容でございます。

これを踏まえまして、町としましては、一般職員の給与及び特別職の職員の給与に係る改正並びに議会議員の議員報酬の改正を行おうとするものであります。

なお、本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経まして、11 月 13 日に合意を得ましたので、今回、提案するものでございます。

3 件に共通する内容としまして、期末手当は、本年度につきましては 6 月期は既に支給済みのため、12 月期において 0.05 月分引き下げることとし、来年度以降、6 月期と 12 月期に、それぞれ 0.025 月を引き下げるものであり、条建てで改正するものであります。

議案説明書 2 の 1 と、2 の 2 に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を載せてございます。それぞれ、第 1 条関係、第 2 条関係となります。

資料ナンバー 3 は、特別職の給与に関する条例の資料となっております。

それでは、議案書 3 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 71 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第 1 条、職員の給与に関する条例、昭和 26 年陸別町条例第 6 号の一部を次のように改正する。

第 15 条、第 2 項及び第 5 項中、「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 15 条、第 2 項及び第 5 項中、「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

附則。この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 72 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第 1 条、特別職の職員の給与に関する条例、昭和 30 年陸別町条例第 10 号の一部を次のように改正する。

第 6 条中「100 分の 225.0」を「100 分の 220.0」の改める。

第2条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正する。

第6条中「100分の220.0」を「100分の222.5」に改める。

附則。この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

続きまして、議案第73号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和32年陸別町条例第11号の一部を次のように改正する。

第5条中「6月に支給する場合には、100分の225。12月に支給する場合には、100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の220.0」を「100分の222.5」に改める。

附則。この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第71号、第72号、第73号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第71号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時29分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員